

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長

過疎地域の「持続的発展」に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から旧制度を見直すこととした上で、延長する。

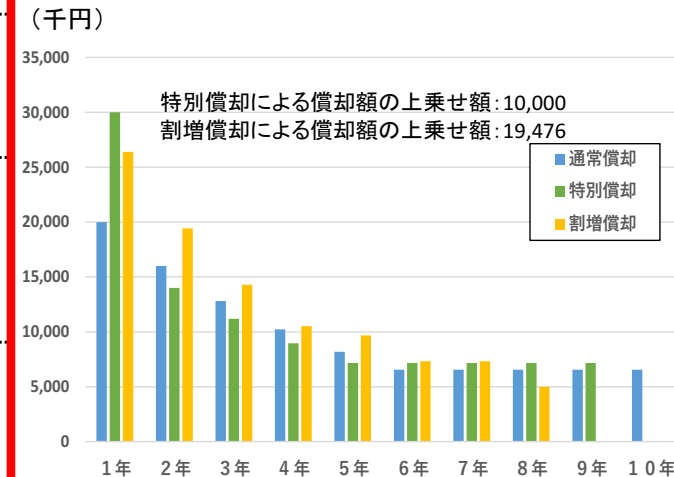
1. 旧制度 :

- 個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について、その事業年度に限り、通常の償却額に加え、取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、損金に含めることができる。(所得税、法人税)
- 特別償却率:機械及び装置…取得価額の10/100、建物及び附属設備…取得価額の6/100

2. 改正内容 :

項目	改正内容
①対象業種 (旧)製造業、旅館業、農林水産物等販売業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等(「情報サービス業等」)を追加
②取得価額要件 (旧)2,000万円超	資本金の規模に応じ、500万円以上まで引下げ ※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定
③対象となる設備投資 (旧)新設、増設のみ	取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む) ※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ
④減価償却の方法 (旧)「特別償却(初年度のみ)」 償却率…機械等:取得価額の10/100 建物等:取得価額の6/100	「割増償却(5年間適用)」へ改組 償却率…機械等:普通償却限度額の32/100 建物等:普通償却限度額の48/100
⑤適用期間 (旧)令和3年3月31日まで	3年間延長(令和6年3月31日まで)

【特別償却と割増償却の比較】



※ グラフは、取得価額1億円の機械を購入。減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合のイメージ。

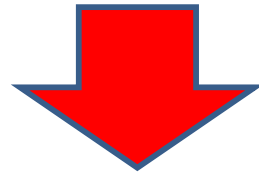
3. その他 :

- 所要の経過措置を講ずる。
- 市町村による産業振興施策に資する措置とするため、税制適用にあたっては市町村過疎計画に産業振興施策促進事項を記載することとする。
- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置:廃止

(国税の税制措置) 対象業種別、資本金別取得価額の下限額

旧制度

対象業種	資本金規模							
	0万円	～	1,000万円	～	5,000万円	～	1億円	～
製造業	2,000万円(※)							
旅館業	2,000万円(※)							
農林水産物等販売業	2,000万円(※)							



新制度

対象業種	資本金規模							
	0万円	～	1,000万円	～	5,000万円	～	1億円	～
製造業	500万円		1,000万円(※)		2,000万円(※)			
旅館業	500万円		1,000万円(※)		2,000万円(※)			
農林水産物等販売業	500万円		500万円(※)					
情報サービス業等	500万円		500万円(※)					

※新增設のみ